

## 【73 例目】群馬県（前橋市）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### （１）農場の概況

- ① 当該農場は、平野部に位置する一貫経営農場で、農場横には河川が存在していた。
- ② 農場周辺では野生イノシシの生息が確認されており、本年２月に約 2.5km 地点で、７月には約 7 km 地点で野生イノシシの感染が確認されていた。
- ③ 当該農場に隣接して所有者が異なる養豚農場が存在していた。飼養管理者は異なっており、車両・機材の共用は無かったが、両農場間に柵等の明確な区別はなく、境界上の通路は両農場が使用していた。

### （２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員は農場立入時に農場専用の長靴の交換、作業着への更衣、手指消毒を実施していた。
- ② 農場には、農場所有者を含む従業員 6 名がおり、飼養豚の管理に従事していた。主な担当作業・畜舎は決まっていた。
- ③ 各豚舎には専用の長靴・踏み込み消毒槽が設置されていた。また、手指消毒設備が設置されていたが、必ずしも使用が徹底されていなかった。専用作業着への更衣は実施されていなかった。
- ④ 飼料業者が飼料タンクで作業する際、農場専用長靴が用意されていたが、着用後農場外を歩くなど、衛生措置が必ずしも徹底されていなかった。農場専用作業着への更衣や手指消毒は実施していなかった。飼料運搬車両が農場内に入る際は出入口で噴霧消毒を実施していた。
- ⑤ と畜場への運搬は外部に依頼していた。出荷時は農場境界に設置された出荷台を使用しており、運搬車両が農場に入ることはなかった。
- ⑥ 豚を豚舎間で移動する際は、子豚はケージ、肥育豚はフォークリフトで運搬しており、それぞれ使用前に消毒していた。繁殖豚は舗装された通路を消毒の上、歩かせていた。

- ⑦ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、離乳舎では、一部の飼料をタンクから給餌車で飼料を運んで手給餌していた。給餌車が豚舎に出入りする際、消毒を実施していた。
- ⑧ 飼養豚への給与水は、井戸水を使用していた。
- ⑨ 糞は農場内のコンポスト及び農場内外に設置された、たい肥処理施設でたい肥化し、自己所有の畑で使用していた。
- ⑩ 農場内の14畜舎のうち、離乳舎2畜舎はウインドレスで、その他の12畜舎は開放畜舎であった。開放畜舎には防鳥ネットが設置されていたが、一部に間隙が認められた。
- ⑪ 死体は、農場外のたい肥処理施設に設置された保管箱に蔵置しており、定期的に業者が回収していた。

### (3) 野生動物関連

- ① 当該農場及び隣接農場の衛生管理区域の周囲に、ワイヤーメッシュ柵が設置されていた。農場出入口には移動式のワイヤーメッシュ柵が設置され、使用時以外は閉鎖されていた。
- ② 飼養管理者によれば、農場近隣ではイノシシは確認していないとのこと。近隣の河川は4mほどの崖下に流れており、法面は舗装されイノシシ等の野生動物が容易に登れない構造であった。
- ③ 飼養管理者によれば、農場内でネズミ、ネコ、ヘビを確認することがあったとのこと。調査時に一部の畜舎内でネズミ及びネズミと思われる糞便、畜舎外でネコを確認した。

### (4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和元年11月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、基本的に2週ごとに豚熱ワクチン接種が実施されていた。
- ② 本年10月10日に発生畜舎で下痢を確認し、その後、一時回復したものの、10月18日に再度下痢、消瘦等を確認したことからコンサルのため来場していた管理獣医師が解剖したところ、顎下リンパ節の出血等が確認されたことから、農場主が家畜保健衛生所に通報し、病性鑑定を実施した。
- ③ 患畜が収容されていた部屋は調査時に殺処分済であったが、その他の飼養豚で異常は確認されなかった。

(以上)